

地方の発意で地域の課題を解決する「地方分権改革・提案募集方式」

- 地域の課題に向き合った時に、「国の制度で決まっているからそれは出来ない」、「国の制度に応募する際、提出する資料が多すぎて大変」等の壁にぶつかったことはありませんか？
- 内閣府では、国の制度改善等の提案を自治体等から出していただき、国の制度の見直し等を行う「提案募集方式」を平成26年より導入し、地域の課題解決や、住民サービスの向上等を推進しています。
- あなたの発意による提案で、地域の課題を解決できる可能性があります。提案募集方式の活用を一緒に考えてみませんか？



「提案募集方式」の大きな特徴

特徴1

地方の支障解決に向けて内閣府が調整！
内閣府が地方との間に立ち各府省と調整します

特徴2

提案実現率が高い！
各府省との調整対象の提案のうち、約9割を実現・対応しました（H29・H30実績）

特徴3

提案内容のご相談は1年中受け付けています！
担当者原案の段階から、提案内容を内閣府に簡易相談できます

特徴4

「伴走型支援」で内閣府が手厚く支援！
内閣府が全国どこでも伺い、制度からノウハウまでお伝えします



提案募集方式を深く知るには

1. 地方分権改革・提案募集方式ハンドブック…………… 提案検討のノウハウが満載
2. 地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集…………… 住民サービス向上等の取組・成果事例
3. 提案募集方式データベース…………… 提案検討時に過去の提案が検索可能
4. 地方分権改革 e-ラーニング講座…………… 有識者を講師とした動画講座
(地方創生カレッジ)



ホームページはこちら



お気軽にご相談ください！

内閣府 地方分権改革推進室 地方支援担当
分権提案支援ダイヤル：03-3581-2484
メール：gchihobunken@cao.go.jp
ホームページ：https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/



地方の発意で地域の課題を解決！

地方分権改革

「提案募集方式」の

活用を一緒に考えてみませんか？

「提案募集方式」による地域課題解決入門ガイド



地域の課題を解決するための提案を地方から出していただく制度が「提案募集方式」です

地域の方々の声から地域の課題やニーズを自治体が把握し、地方から内閣府に提案を出していただきます。提案は有識者会議等の審議や各府省との調整ののち対応方針を閣議決定し、その後必要な法改正等が行われます。



提案募集方式によって、例えばこのようなことが可能になりました

- 事例1** 地域の実情に応じた救急隊編成基準の緩和 (西予市(愛媛県))
- 事例2** 病児保育における看護師等の常駐要件の明確化 (鳥取県等)

地域の課題

救急隊は救急車1台と救急隊員3人以上で編成しなければならないが過疎地域等では救急隊員3名を常に確保するのが難しい。

提案

提案による解決 (消防法施行令の一部改正)

過疎地域等では、救急車1台+救急隊員2名以上+准救急隊員*1名以上で救急隊を編成できるようになり、**過疎地域等の救急出張所でも24時間運用が可能に!**

*准救急隊員は救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した者

地域の課題

国の補助を受けて病児保育事業を実施する場合、児童機ね10人につき看護師等1名以上が必要だが、常時配置すべきが不明確。

提案

提案による解決 (通知)

看護師等が緊急時に駆けつけられれば、常駐の必要がないことが明確化され、**医療機関併設型の病児保育施設が新たに開設できた。**

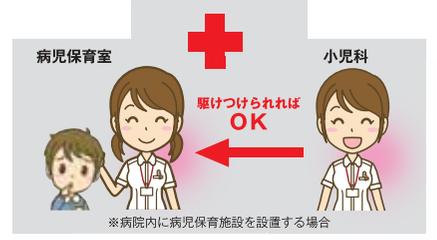


住民サービスの向上が可能に

制度改正等

- 提案募集の対象**
- 地方公共団体への事務・権限の移譲
 - 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付け及び必置規制の見直し)
 - ※国・地方の税財源配分や税制改正、予算事業の新設、国が直接執行する事業の運用改善、現行制度で対応できる場合等は、提案の対象外

- 提案募集方式の主体**
- 都道府県及び市町村(特別区含む)
 - 一部事務組合及び広域連合
 - 全国的連合組織
 - 地方公共団体を構成員とする組織



提案を考えるにあたって ~まずはじめに~

いざ提案募集方式を活用しようと思っても何から始めたらいいのかわからない、と不安に感じることはありませんか？

そのようなときの参考になればと、地方公共団体等において提案を考えるにあたってまず整理すべきことをまとめました。

ひとまずこれらを整理してみて、内閣府地方分権改革推進室へお気軽にご相談いただければ幸いです。

● どのような支障（課題）に直面しているか

提案募集方式は、地方公共団体が今まさに直面している支障を“地方分権”の観点から解消し、地域で求められているサービスを地方公共団体が展開できるようにしていくものです。

行政機関の窓口での利用者の声、事業者とのやりとりで出てきた話など、日々の業務を遂行していくなかで気づいた支障について、「現にこうした支障が生じている」ということを、具体的に、説得力あるかたちで制度所管府省に示し、制度改革の必要性や改正効果の有用性をうたえていくことが重要となります。

● その支障は提案募集方式で解消が見込めるか

もっとも、提案募集方式は全ての要望・陳情を受け付けるものではありません。

“地方分権”ですから、地方公共団体が関与しない民間事業者に対する規制緩和などは対象とはならず、地方公共団体が関与する場合でも、税の配分に関する提案や国の予算措置を要する事業の新設の提案など、提案募集方式の対象とならないものがあります。

また、過去にすでに同様の提案がなされ、一旦議論が決着しているかもしれません。

このため、

- ・当該支障が生じる原因となっている法律、政省令、通知等の根拠は何か
- ・過去に類似の提案がなされていないか（提案されている場合、新たな情勢変化等があるか）

を、インターネット（電子政府の総合窓口 e-Govの「法令検索」、内閣府webサイトの「提案募集方式データベース」）などでチェックしておくことで、効率的に整理が進められます。

● 他の地域ではどうしているか

近隣の地域等で同様の支障が生じているかなど状況を把握しておくことは、複数団体での共同提案化による説得力の補強の可能性など、様々な面でとても効果的です。地方同士の日頃の「つながり」を活用して、提案の「磨き上げ」に取り組んでみてください。

試しに提案を考えてみよう

～提案検討補助・チェックシート～

1 現在生じている支障

・次の種類のうち、もっとも近いものの番号は →

■今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

- ①. 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことができない
- ②. 国の定めによって、不合理な状況となったり、無駄な仕事を行っている

■全国一律基準の緩和を求める場合

- ③. 施設や設備等の基準が地域の実情に合っていない
- ④. 職員・従業者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
- ⑤. 地理・人口・産業構造等の地域特性に応じたまちづくりができない

■ルールのもろ確化を求める場合

- ⑥. 法令の解釈が曖昧
- ⑦. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧

■事務の簡素化を求める場合

- ⑧. 書類・記入様式が多かったり煩雑、その他事務的負担があまりにも大きい
- ⑨. 国(都道府県)が判断するため、時間がかかり、迅速な対応ができない
- ⑩. そもそも国との協議が形骸化している

■住民サービスの向上を求める場合

- ⑪. 類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっていて困る(市町村に一部権限がおりていないため、一体的な権限行使ができない)
- ⑫. 類似の事務やサービスに比べて、手間がかかる、不便である
- ⑬. 国(都道府県)が地域の実情に精通しておらず、困った事態が生じている

■その他

- ⑭. その他

・具体的には(困っている事例、実施できない計画など)

2 支障の原因となっている規定(法律、政省令、実施要領など)

→ (チェック) 当該規定により自治体が「規制を受けている」又は「一定の行為を要求されている」

3 求める措置(提案)の内容

→ (チェック) 過去に類似の提案はなされていない(提案されている場合、新たな情勢変化等があるか)
(内閣府Webサイトの「提案募集方式データベース」で確認)

「税の配分」「税制改正」「予算措置を要する事業の新設」「補助金の補助率引き上げ」に関するものではない